

税のお知らせ



所得税・復興特別所得税・贈与税は3月15日(火)、消費税・地方消費税は3月31日(木)が確定申告期限です。申告期限間近になると大変混雑します。申告書は国税庁ホームページの申告書等作成コーナーを利用するなど、ご自分で作成してお早めにご提出ください。

所得税の確定申告

問仙台北税務署 ☎222・8121、仙台中税務署 ☎783・7831、仙台南税務署 ☎306・8001

所得税の確定申告が必要な方

◎給与所得者の場合

●給与の収入金額が2,000万円を超える方

●給与を1カ所から受けていて、給与・退職所得以外の所得金額が20万円を超える方

●給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方

◎給与所得者以外の場合

事業をしている方や不動産収入がある方、土地・建物や株式等卖了方などで一定の要件に当てはまる方

公的年金等受給者の方

公的年金等収入が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告が不要となります。ただし、この場合であっても所得税の還付申告をすることができます。

なお、所得税の確定申告が不要の場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、「市県民税の申告が必要な方」（6ページ）をご覧ください。か、市民税課【青葉区・泉区】 ☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】 ☎214・8638にお問い合わせください。

給与所得者の還付申告

給与所得者の方で次に該当する方は、確定申告をすることにより、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

●多額の医療費を支払った方

●住宅ローンによりマイホームの取得や増改築などをした方

●年の途中で退職し、再就職していない方

確定申告書作成会場を開設します

開設日時	会場	対象
2/8月～ 3/15(火)※	9:00～ 16:00 アズテックミュージアム (太白区中田町杉ノ下18)	仙台北・仙台中・ 仙台南税務署管内の方
2/16(火)～ 3/15(火)※	9:00～ 17:00 仙台北税務署 (青葉区上杉1-1-1) 仙台中税務署 (若林区卸町3-8-5)	仙台北税務署管内の 方 仙台中税務署管内の 方

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日(日)・28日(日)は開設します

●午後3時以降は、各会場が大変混雑する傾向にあるため、状況により受け付けを早めに終了する場合があります

●各会場の駐車可能台数は限りがあります。公共交通機関をご利用ください

●仙台中税務署周辺では、下水道工事に伴う車両規制中です。道路の混雑が予想されるため、お早めにお越しください

■所得金額や税額の計算の仕方など、確定申告に関してご不明な点は、最寄りの税務署に電話でお問い合わせください。音声案内により確定申告電話相談センターにおつなぎします

■国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> の「確定申告書等作成コーナー」で申告書の作成ができます。作成した申告書は「電子申告（e-Tax）」で提出できるほか、印刷して書面での提出もできます

■「e-Tax」を利用する際は、電子証明書の取得など事前準備が必要です。詳しくは「e-Tax」ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/> をご覧ください

所得税確定申告書の次の欄は市県民税の計算に必要です。忘れずに記載をお願いします

◎「住民税に関する事項」欄

特に16歳未満の扶養親族を有する場合の扶養親族氏名、配当割額控除額と株式等譲渡所得割額控除額、寄附金税額控除に関する事項等

◎住宅ローン控除を受ける方の「特例適用条文等」欄
居住開始年月日等の必要事項

住宅ローン控除は確定申告または年末調整に基づいて適用されます

問市民税課【青葉区・泉区】 ☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】 ☎214・8638

平成13年から18年までの間および平成21年から31年6月までの間に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から引ききれなかった控除額がある場合は、税務署への確定申告または勤務先での年末調整の内容に基づいて、引ききれなかった分が翌年度の市県民税（所得割）から控除されます（限度額があります）。

平成28年度から適用される市県民税の主な税制改正

◆寄附金税額控除（ふるさと納税）の特例控除額の限度額の拡充について

平成28年度課税分から、市県民税における寄附金税額控除の特例控除額※の限度額は、市県民税所得割額の2割に拡充（従来は1割）されます（平成27年1月1日以降の地方団体への寄附から対象となります）。

※特例控除額は、市県民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、地方団体に対する寄附金について加算されます

問市民税企画課 ☎214・8042

市県民税の申告

問市民税課【青葉区・泉区】 ☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】 ☎214・8638

市県民税の申告が必要な方

平成28年1月1日現在、仙台市にお住まいで、下記「市県民税の申告が不要な方」に該当しない方（平成27年中に所得がなかった方も申告が必要です。申告しない場合は非課税証明書等を発行できないことがありますので、ご注意ください）

年金受給者で公的年金等収入が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方について

所得税の確定申告は不要ですが、公的年金等以外の所得がある場合や医療費控除、社会保険料控除（国民健康保険料や介護保険料で、銀行窓口等や口座振替によりご自身で支払った分があるとき）などの控除を受ける場合には、市県民税の申告が必要です。

市県民税の申告が不要な方

●所得税の確定申告をする方およびその扶養親族の方

●給与所得のみの方で、事業主（勤務先）から仙台市に給与支払報告書が提出されている方およびその扶養親族の方

●公的年金等の所得のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない方

申告に必要なもの
①印鑑 ②源泉徴収票、収支内訳書、その他収入および必要経費を証明する書類（領収書、帳簿等） ③所得控除の対象となる医療費・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料・寄附金などの領収書、小規模企業共済等掛金・生命保険料・地震保険料などの控除証明書 ④配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになるもの ⑤障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳等、障害者控除対象者認定書（障害者控除対象者認定書の交付は、区役所障害高齢課で申請が必要になります）

市県民税申告会場

受付期間＝2月16日(火)～3月15日(火)（閉庁日を除く）

会場	受付時間
●市役所上杉分庁舎 2階会議室（青葉区役所北隣） ●宮城野区役所 6階ホール ●若林区役所 6階ホール ●太白区役所 5階ホール ●泉区役所東庁舎 5階大会議室	9:00～11:30、 13:00～16:00
●宮城総合支所 3階会議室 ●秋保総合支所 2階大会議室	9:30～11:30、 13:00～16:00

●会場の混雑状況によっては、午前・午後の受付終了時間を早める場合があります

市ホームページ「市県民税税額試算・申告書作成コーナー」
http://www.tax-asp.e-civion.net/tax-project/tax/sendai_top.htmlで市県民税の税額の試算や申告書の作成ができます。ぜひご利用ください。

市税の納め忘れはありませんか

問北徴収課【青葉区・泉区】 ☎214・5027、南徴収課【宮城野区・若林区・太白区】 ☎214・8154

平成27年度分の市税の納め忘れはありませんか。円滑な市政運営のため、市税納付にご協力をお願いします。納付が難しい場合は早急にご相談ください。

平成28年度から軽自動車税の税率が変わります

問市民税企画課 ☎214・8625

■原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

車種		税率
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車（125cc超250cc以下）		3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
専ら雪上を走行するもの		3,600円

■三輪・四輪の軽自動車（経年車）の重課の導入

軽自動車のグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けた年月から13年を経過した経年車に対して、税率をおおむね20％上乗せする重課を実施します。

車種		税率
三輪（660cc以下）		4,600円
四輪乗用 （660cc以下）	営業用	8,200円
	自家用	12,900円
四輪貨物用 （660cc以下）	営業用	4,500円
	自家用	6,000円

●一部対象から除かれる車両もあります。詳しくはお問い合わせください

■三輪・四輪の軽自動車の軽課の導入

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた四輪の軽自動車等（新車に限る）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、新規取得された日の属する年度の翌年度（平成28年度）分の1年間に限り、税率が軽減（軽課）されます。

車種	税率		
	①	②	③
三輪（660cc以下）	電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10％低減）	乗用：★★★★かつ平成32年度燃費基準＋20％達成車/貨物用：★★★★かつ平成27年度燃費基準＋35％達成車	乗用：★★★★かつ平成32年度燃費基準達成車/貨物用：★★★★かつ平成27年度燃費基準＋15％達成車
	1,000円	2,000円	3,000円
四輪乗用（660cc以下）	営業用	1,800円	3,500円
	自家用	2,700円	5,400円
四輪貨物用（660cc以下）	営業用	1,000円	1,900円
	自家用	1,300円	2,500円

※★★★★＝平成17年排出ガス基準75％低減

●各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています ●②③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限りです

償却資産（固定資産税）の申告はお済みですか

問資産課税課 ☎214・8619

市内に償却資産（事業用資産）をお持ちで、まだ申告がお済みでない方は、平成28年1月1日現在の資産の明細を記入した申告書を至急提出してください。